



【超解説動画】

仙台市内の認可保育施設等の 利用申込について

【表紙】

この動画は、仙台市内の保育施設等の利用申込についての概要を短く簡単に説明する動画です。

さらに詳しく解説する説明動画もございますので、是非概要欄もご確認ください。

1. 申込み可能な保育施設等について

① 保育所

保護者の就労等で保育が必要な0歳児から小学校就学前までの児童を対象に、健やかに生活できる環境と教育を提供する児童福祉施設

② 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設、0歳児から小学校就学前までの児童を対象に3歳未満児に保育を、3歳以上児に教育・保育を提供

③ 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、少人数（保育ママ1人あたり定員5人以下）でのきめ細やかな保育を行う

④ 小規模保育事業

3歳未満児を対象に比較的小規模な環境（定員6～19人）で、きめ細やかな保育を行う

⑤ 事業所内保育事業

事業所が設けている従業員のお子さんのための保育施設の中で、地域の保育を必要とするお子さんを受け入れている施設

⑥ 認可外保育施設

上記に記載の認可保育施設以外の施設であり、乳幼児の保育を行うことを目的とする施設

申込みは区役所・宮城総合支所へ

【1. 申込み可能な保育施設等について】

まずはじめに、仙台市へ申込み可能な保育施設等についてです。

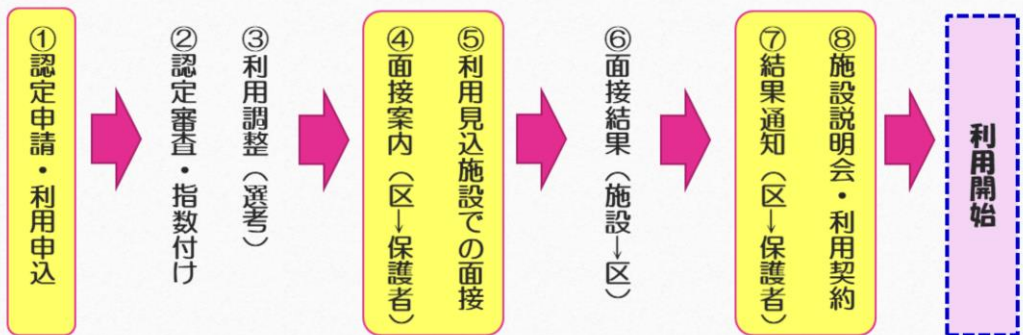
保育施設には「認可」と「認可外」の施設があります。

「認可」というのは、市から認可されている保育施設のことで、『保育所』のほか、『認定こども園』、『家庭的保育事業』、『小規模保育事業』、『事業所内保育事業』の5つの種類があります。

「認可外」とは認可保育施設以外の施設を言います。

認可施設の申し込みは仙台市内の各区役所等へ、認可外施設の申し込みは直接施設へお願いします。

2.申込みから保育利用までの流れ



【2.申込みから保育利用までの流れ】

つづきまして、保育施設等の利用申込から保育利用までの流れについてです。

はじめに、教育・保育給付認定申請と保育施設等利用申込を行います。

(①)

つづいて、認定申請についての審査と、申込みいただいたお子さんについて指数付けを行います。(②)

利用申込があった保育施設等に空きがある場合、利用調整を行い、指数の高い順番に面接の案内となります。(③)

面接の案内となったお子さんには面接のご案内を行い、利用待機となったお子さんには待機通知を送付します。(④)

保護者の皆さまは、案内となった保育施設等でお子さん同伴の面接を行います。(⑤)

保育施設等での面接結果をもとに利用の可否を決定し(⑥)、結果を通知します。(⑦)

また、4月1日付入所の場合は、施設で説明会が開催される場合もあります。(⑧)

そして、保育施設等の利用開始、という流れになります。

3. 申込先と受付期間

《申込先》

第1希望の保育施設等が所在する区等の担当窓口

《4月1日付入所の申込受付期間》

例年、9月中旬頃に書類配布開始日や受付期間を公表

《途中入所の申込締切日》

1日付入所：前月の5日まで / 16日付入所：前月の20日まで

※締切日が休日の場合、前開庁日が締切日となる

※窓口受付時間は8：30～17：00（土日祝日等の休日を除く）

▲ 書類不備なく、期間内に申し込むよう注意してください



【3. 申込先と受付期間】

つづきまして、申込先と受付期間についてです。

まず、申込先は、第1希望の保育施設等がある区役所等になります。

次に、4月1日付入所の申込受付期間ですが、例年、9月中旬頃に書類配布開始日や受付期間を公表しているのので、別途ご確認ください。

途中入所の申込締切日は、1日付入所の場合は前月の5日まで、16日付入所の場合は前月の20日までとなります。

また、締切日が休日の場合、前開庁日が締切日となります。


なお、窓口受付時間は、土日祝日等の休日を除く8：30～17：00となります。

お申し込みの際は、書類に不備なく、受付期間内に申し込むようご注意ください。

書類に不備がある場合は受け付けできない場合もございます。

4.認定申請と利用申込

～『提出書類』は？～

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申込書
- ② 保育施設等利用申込 家庭状況等申告書
- ③ マイナンバー（個人番号）記入用紙
- ④ 保護者の**保育を必要とすることを証明する書類** 
- ⑤ その他、利用調整や保育料決定に必要な書類等

詳細は
【提出書類編】

提出書類を調べるには「わたしの手続き案内」がオススメ！

【4.認定申請と利用申込】～『提出書類』は？～

つづいて、『提出書類』についてです。

「①利用申込書」のほか、⑤まで様々な書類があります。

この中でも、特に注意していただきたい書類が「④保育を必要とすることを証明する書類」です。

保護者の保育を必要性とする状況によって提出する書類が異なりますので、よくご確認のうえご準備ください。

例えば、会社勤務の方は「勤務証明書」を、求職活動中の方は「求職活動状況申告書」を提出します。

提出書類については、「①利用申込書」の3～4頁に記載があります。

また、提出書類については、概要欄に掲載している『説明動画その2-【提出書類編】』でも解説しています。

なお、提出書類を調べる際にオススメなウェブサイト「わたしの手続き案内」もございますので、ご活用の方は概要欄のリンクからアクセスしてくだ

さい。

5.指数と利用調整



《指数》

① **基準指数**（保護者の保育を必要とする状況）

② **調整指数**（児童の家庭の状況）

※状況別の指数についての詳細は[保育施設等利用案内](#)へ

※指数同点の場合、優先順位を判定する基準あり

《利用調整》

保育施設等の受入枠に空きがある場合に**利用調整**を実施

☞**合計指数（優先基準）**の高い順番に調整する

【5.申込児童の指数付け（優先基準）】

つづいて、申込児童の指数と利用調整について説明します。

申込みいただいたお子さんについては、保護者と家庭状況に応じて指数付けを行います。

指数は、保護者の保育を必要とする状況を指数化した『①基準指数』と、児童の家庭の状況を指数化した『②調整指数』で構成されます。

この『基準指数』と『調整指数』の合計で利用調整を行い、優先順位を決定します。

状況別の指数についての詳細は『保育施設等利用案内』をご確認ください。また、指数が同点となった場合の優先順位を判定する基準もございますので併せてご確認ください。

保育施設等で受入が可能な場合、区役所にて利用調整と呼ばれる選考作業を実施します。

受入枠を申込者数が上回ったとき、指数の高い順番に調整し、保育施設等へ案内となります。

6.面接・利用開始



- 保育施設等でお子さん同伴の**面接**を実施
※面接の時点で利用の可否は未定
- ↓
- 面接結果の報告をもとに利用の可否を決定し、**結果**を通知
- ↓
- **利用**開始（4月1日付の場合は施設説明会あり）

【6.面接・利用開始】

つづいて、面接から利用開始までについて説明します。

面接の案内がありましたら、利用見込みとなった保育施設等でお子さん同伴の面接を実施します。

なお、この時点で保育施設等の利用の可否は未定です。

面接の結果は保育施設等から区役所に報告され、この結果をもとに利用の可否を決定します。

利用が決定した場合、結果通知を区役所から郵送でお届けします。

そして、利用開始となります。

なお、4月1日付入所の場合、利用開始前に施設説明会を開催する施設もございます。

7.問合せ先等



・問合せ先（太白区内の保育施設等を申し込む方）

太白区役所 **保育給付課** **保育係**（3階4番窓口）

TEL：022-247-1111（内線6763）

・太白区ホームページ・説明動画

太白区トップページ > 太白区の相談窓口一覧 >

子育て - 相談窓口一覧 > **認可保育施設等の利用申込について**

※本動画の概要欄にリンクあり

【7.問合せ先等】

最後に、利用申込に関するお問合せ先ですが、太白区内の保育施設等を申し込む方は太白区保育給付課保育係へお申込み・ご相談ください。保育係には職員のほか、保育サービス相談員もいるため、お気軽にご相談ください。

また、太白区ホームページにこの動画をはじめ、利用案内や書類の様式などが掲載されている仙台市ホームページのリンクを掲載しておりますので、ご確認ください。

なお、この動画の概要欄にもすべての説明動画とホームページのリンクを掲載しています。太白区内の認可保育施設等の紹介動画も随時配信していきますので、是非ご覧ください。

皆様がスムーズな手続きを進められるよう、職員一同でお手伝いさせていただきますので宜しくお願い致します。最後までご視聴いただき、ありがとうございました。